

民間資金等活用事業推進委員会
優先的検討部会
第6回議事録

内閣府民間資金等活用事業推進室

民間資金等活用事業推進委員会 第6回優先的検討部会
議事次第

日 時：平成29年12月1日（金）16:26～18:02

場 所：中央合同庁舎8号館8階特別大会議室

1. 開 会

2. 議 事

- (1) 優先的検討規程の策定・運用状況について
- (2) 規程の策定・運用状況を踏まえた現状課題の把握について
- (3) 地方公共団体における規程の策定・運用事例のヒアリング結果について
- (4) 優先的検討の取組の推進に当たっての課題や論点について

3. 閉 会

○森企画官 それでは、定刻より若干早いのですけれども、皆様おそろいですので、ただいまから「民間資金等活用事業推進委員会第6回優先的検討部会」を開催いたします。私は事務局の内閣府民間資金等活用事業推進室企画官の森でございます。本日はお忙しい中、御出席いただきましてまことにありがとうございます。

まず、前回の部会後に事務局に人事異動がありましたので、御報告させていただきます。

大臣官房審議官兼PFI推進室長の石崎でございます。どうぞよろしく願いいたします。

本日は定員5名のうち4名の専門委員の皆様に御出席いただいております。定足数の過半数に達しておりますので、部会は適法に成立しておりますことを御報告申し上げます。

議事に入る前に、審議官の石崎から一言挨拶をさせていただきます。

○石崎審議官 改めまして、7月からPFI推進室長をやっております石崎と申します。どうぞよろしく願いいたします。

本日は優先的検討規程の皆様方に規程をつくっていただきまして、この3月までという期限でやっておりましたが、春先に報告させていただきましたように、必ずしもそのように順調に行っているわけではないという状況でございます。

ただ、その後、担当の企画官、参事官を初め、各公共団体を回って、いろいろもっとやってくださいという形で営業に行ったわけですが、営業に行く中でそれなりに皆様方それぞれ問題なり課題なり疑問なりを抱えながら、いろいろ御努力されているという状況も我々のほうに伝わってきたところでございます。

本日はその状況とか、その後をもう少しきちんと分析しようということ、各アンケートの状況とかそういうのを含めて、今後どうしていくべきだとかということについて、我々としてはきちんとPPP/PFIを、20万以下を含めて、裾野をきちんと広げていくために、まずはどういう形でやっていくべきなのかということについて、ぜひ御議論をお願いできればということで、きょうの会議を開かせていただいております。

もう4時半で、少し遅い時間からの開始で恐縮でございますが、どうぞよろしく願いいたします。

○森企画官 それでは、以後の議事につきましては根本部会長に進めていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○根本部会長 それでは、本日の議事に入らせていただきます。

議題は4つありますけれども、最後は論点ということで御議論いただくということで、最初の(1)から(3)までファクトにかかわることですので、事務局からまとめて御説明をお願いします。

○森企画官 それでは、資料1に基づきまして説明させていただきたいと思っております。

資料1をめぐっていただきますと目次でございますが、まずはこの1. から3. までにつきまして御説明をさせていただければと思っております。

まず、策定と運用の状況についてということと、アンケートとか我々が訪問した結果の課題の把握についてということと、3番目が、我々が規程を策定して運用もしているとい

うような団体に幾つかヒアリングを行ってまいりましたので、その結果について御報告をさせていただきます。

まず「1. 優先的検討規程の策定・運用状況について」ということで、4ページ目に表が2つありまして、上が3月末時点の状況でございまして、下が9月末時点の状況ということで、こちらはアンケートから回答をいただいたということで、回答率100%ということで、全1,788団体からいただいております。

まず、数字だけ申しますと、内容は後から申しますけれども、国につきましては、表の一番上ですけれども、3月末時点では13団体のうちの9団体だったものが、9月末時点では12団体になっております。

人口20万人以上のところにつきましては、3月末時点では122団体ということで67.4%だったわけですけれども、9月末時点では119団体ということで65.7%になっております。この理由につきましては、また後ほど御説明させていただきます。

参考に人口20万人未満の市区町村ですけれども、こちらは策定済みというところが、3月末時点で24だったのですけれども、9月末時点でも24です。実はこれは中出し入れがあったりして、数としては変わらないのですけれども一応そういう状況になっております。

ただ、今後策定予定というところが、3月末時点では182だったのですけれども、9月末時点では272ということで、90団体ほどふえている。数字としてはそのような状況になっております。

5ページ目は主に数字の御説明になるのですけれども、3月から9月までの主な動きについてということで、まず国につきましては、9から12になったということで3省庁が新たに策定しましたというところでした。新たに警察庁、文部科学省、農林水産省が策定して、残りが財務省でございます。

財務省につきましては、国家公務員宿舎が財務省の主な事業ですけれども、宿舎の今後のあり方を今、検討中ということでございまして、当然それを踏まえて優先的検討もしていくということで、今、平成30年度に策定する見込みとなっております。

今度は3月末時点で規程を未策定だったところが、地方公共団体の20万人以上で58団体あったのですけれども、そこを訪問等しまして、課題とか状況をお聞きしたところがございます。実際、訪問等の支援を実施した団体が38団体でして、9月末時点で新規に策定した団体数は8団体ございました。

そのときに寄せられた課題ということで、詳細はまた後ほど出てくるのですけれども、主なものを挙げると、VFMのシートなのですけれども、数値の妥当性の確保とか、詳細検討に移行するときの調査費用が必要なのではないかということで、その確保とか、運用に当たってはそういうことがあるということで、そのために事前にそういった課題を解決しておかないと、なかなか規程をつくることもできないという声があったというところがございます。個別にまた後ほど説明させていただきます。

先ほど20万人以上で122団体が119団体になったというところなのですけれども、3月中

旬ぐらいにアンケートで聞いておりました、そのときは3月末に策定見込みですというところも含んでいたところです。ただ、そうした団体で、実は3月末にできませんでしたというところが11団体ということにして、新規に策定した団体が8団体ございましたので、結果としては9月末時点では119団体が策定済みという状況で、65%の団体で今、策定済みというところがございます。

6ページ目からが運用状況なのですけれども、まず、国につきましてはどこの省庁も主に庁舎といったところが多いのですけれども、そこでまだ規程ができて半年、上期ということで、国では検討の実施の事例がないという状況でございました。

7ページ目の地方公共団体の運用状況につきましては、策定済みの団体数が全部で143なのですけれども、そのうち簡易検討を実施した団体数は39団体ございました。さらに詳細検討を実施した団体数でいきますと、16団体でございます。さらに、もう手法を採用しないと決めて、それを公表したところが2団体でございます。

あと、今後検討開始予定の団体数が表にございますけれども、全体では32団体は今後開始予定ですというところがございます。

今、もう39団体でやっているというところですので、さらにフォローアップを進めてまいりたいと考えております。

8ページ目の事業分野別の状況で行きますと、左側が簡易な検討の実施件数ということで、実施の件数としては、先ほど団体数は39だったのですが、件数としては100件ございまして、一番左にある事務庁舎が22件ということで最も多かったわけなのですけれども、ただ、実は1つの自治体で幾つかやっていたりもしますので、まだ自治体の数とはリンクしていないのですけれども、件数としては事務庁舎が一番多くて、あとは小中学校等、社会教育施設・文化施設というところが、簡易な検討の件数が多かったというところがございます。

ここで上のグラフで色分けをしているのが、詳細な検討に進んだかで、まだ今、簡易な検討を実施中か、それとも手法を採用しなかったかというところで、3つの段階に分けたものがこちらでして、事務庁舎ですと22件中14件が手法を採用しなかったという形になっております。

ただ、13が実は特定の一つの自治体でございまして、必ずしも多くの自治体の結果というわけではないのですけれども、その事務庁舎が採用しなかった理由も聞いておりました、それが運営費の比重が小さくてVFMが出なかったという理由とか、あと事業実施に当たって時間的な制約があったというところがございます。

あとは、この簡易な検討の結果、全体を通して見ますと、詳細な検討移行のステップに進んだり、進む予定のものが3分の1の33%。まだ検討中で最終判断はできず、引き続き検討予定のものが31%。PPP/PFI手法を採用しなかった事業が36%ということで、どれもちょうど3分の1ずつぐらいになっているという状況です。

続きまして、詳細な検討なのですけれども、こちらは全部で38件ございまして、一番多いのが事務庁舎になっておりました、あと、全部を通して見ますと、詳細な検討の結果、PFI

手法を採用したというのが39%で、まだ検討中ですというものが55%でして、PPP/PFI手法を採用しなかった事業は5%、2件ということで、詳細な検討まで行くと、手法を採用しないという割合は5%というところであったものでございます。

手法を導入しなかった理由で、先ほど事務庁舎では運営費の比重が小さかったとか、時間的な制約があったということですが、ほかの分野につきましては、例えば効率的な事業実施とかサービス向上が期待できなかったといったこととか、民間事業者が参画する余地がなかったというところが多くあったというところがございます。

これが運用の状況になっております。

9ページ目が具体的なある自治体のもので引っ張ってきておりまして、まず、こういうフローでやっていますという御紹介なのですが、事業担当課、事業担当局、企画財政部でこういった発案・協議を行って、簡易な検討、詳細な検討、それぞれのプロセスでPFI導入検討委員会を設けてやっているというケースが、これはある自治体の例でして、例えば、参考になるものとしては、簡易な検討の段階で、VFMというのも一つあるのですが、そのほかに10項目ほど、以下のチェックリストをつくって定性的な評価で、総合的に判断しているというものがございまして、自治体ではこういったところをどうすればいいかという悩みを抱えているところもございまして、こういったところも改めて整理できればと思っております。

この自治体では、例えば詳細な検討の段階に公民館が進んでいたりとか、もう既にアドバイザリー契約ということで社会教育施設とか、既にこういったフローで公営住宅で事業開始しているとか、そういう事例がございましたというところがございます。

以上が運用の状況の御報告です。

続きまして、規程の策定の運用状況、アンケート調査を踏まえた現状の課題の把握についてでございます。

11ページ目なのですが、アンケート調査の概要としまして、実施時期が9月末、9月27日から10月18日ということで、先ほどの規程の策定運用状況も聞いているのですが、それにあわせて、課題とか工夫点も聞いているというところがございます。

この下に（参考）とあるのですが、昨年もこの時期にアンケート調査を行ってございまして、策定と運用、それぞれ全体的な課題もお聞きしているところです。

昨年の策定面でいいますと「対象事業の選定方法」とか「『事業費基準』の設定方法」といったところが課題になるということで、こちらはできる限り運用の手引きに反映させていただいたわけですが、今回は実際の策定するプロセスや、運用のプロセスでの課題をお聞きしたところがございます。

それが12ページ目になっておりまして、規程を策定する上でどの過程に課題を抱えているかというところをお聞きしております。どの過程も最初は策定に向けて「規程の策定に向けた庁内担当者理解の深化」、その後「規程の策定に関する実務作業」「規程の運用に向けた庁内組織の整備」、あとは関係者の合意形成といったところが主にありまして、

その中で多かったのが担当者理解の深化といったところと、実務作業での課題がありますといったところが多かったところでございます。

人口20万人以上と20万人未満で分けておりますけれども、20万人以上では策定に関する実務作業で課題があると答えたところが多く、20万人未満では庁内担当者理解の深化が課題ですというところが多かったところでございます。

ただ、20万人未満は回答数が今、大体120ぐらいのところグラフでありますけれども、全1,607団体ありますので、その中でほとんどが無回答であったというところにして、少なくとも関心のある自治体が回答してきているというところがございますので、そこら辺は留意が必要かなというところがございます。

13ページ目は実際、我々が未策定の20万人以上のところに訪問したときに浮かび上がってきた課題でございまして、主なものを幾つか挙げていうところがございます。

まず、地方公共団体訪問等の際に各団体から寄せられた主な課題ということで、1つ目が対象事業を丁寧に整理するように指示が出て、その対応のために時間を要していますというところございました。

ここはまた別の自治体なのですけれども、実際に行ったときに幾つか経験のある自治体だったのですけれども、例えば経験のある分野で、まずは対象事業にしてやるというものではないでしょうかという話もさせていただいたところなのですが、そういったものはしばらく出てこない。例えば、その市では体育館とか給食センターとか一応事例はあるということなのですけれども、もう当分出てこないで、規程をつくっても空振りになってしまいますといったものでつくって、説明のときに、実際はどんなのだというところになったときになかなか苦しいのですというお話もあつたりと、そういった課題があったというところがございます。

2つ目が、議会から委託費削減を強く言われており、導入可能性調査を行う案件を絞る可能性があるというところで、こちらは確かに見ようによっては、我々の指針といったところで、詳細な検討で専門的なコンサルタントを活用することになっているところもありまして、そういったところで、どうしてもそういったものをちゃんとやらなくてはいけないのではないかという認識のもとで、こういった課題を訴えていらっしゃる団体がございました。

3つ目が、マンパワーに限界があります、手が回っていないのが実態ですというところが、特に小規模の自治体等は多くあるというところがございます。

4つ目が、PFI事業の経験がなく、職員の理解不足等がネックとなっているということでございます。

5つ目が、VFM計算シートの数値の妥当性がどうなのだろうというのがあって、なかなか策定できていませんというところがありましたというところがございます。

最後が、既存の指針との整合性を調整するのに時間がかかっているということで、今、既存でPFIの導入指針といったところを持っているところで、どのように、どこのレベルま

で落とし込んでいくのかというところで悩んでいる自治体がございました。

続きまして「○平成28年度内の策定が見送られた主な課題・理由等」は、当初、3月中旬に、3月中にできますと言っていたところで、できなかったところなのですけれども、どういう理由でそうなったのですかとお聞きしたところでもう合意が年度内にできると思っていたのですけれども、なかなか難しかったですというところでは。

あと、これまでも個別に事業が出てくれば民間活力の活用を検討してきているので、改めてメリットはどのようなだろうということで再度検討することになったといった課題がございましたというところがございます。

続きまして、14ページ目と15ページ目が、規程を策定する上での工夫点もお聞きしております。過程ごとに工夫した内容をお聞きしております。それぞれ過程①から過程④までありまして「過程①：庁内担当者理解の深化の段階」で、どのようにしましたかということで、月並みといえば月並みなのですけれども、一番多かったのが「外部専門家によるセミナー、勉強会を開催した」ということで、こちらは我々内閣府のものを活用していただいたものもございまして、ほかのものも活用したものもあるというところがございます。

「過程②：策定に関する実務作業の段階」では、工夫というところまであるのかどうかあれですけれども、策定の手引きのひな形をもとにしてつくりましたというところでは、ただ、これはひな型をもとにしてつくろうとした課題もいっぱい見えてきているところもあるのですけれども、そのように工夫されたというところがございます。

「過程③：運用に向けた庁内組織の整備の段階」というところでは、複数の部局にまたがるような専門部会で設置して検討しましたというところがございます。

あとは合意形成でいきますと、これも月並みといえば月並みですけれども、説明して理解をいただいたというところがございます。

続きまして、15ページ目が、前のページの工夫点についての効果ということで、これは何かといいますと、取り組みをいろいろな団体で実施しているのですが、その中で規程が策定できた団体の割合ということです。

例えば一番上の過程①ですと、セミナー、勉強会を開催したところは53%がつくっていきまうところとか、手引きのひな形をもとにしてつくったところは61%がつくっていきまうところとか、そういう状況が把握できたというところがございます。

65%の中で一番大きいのが、部局横断的な専門部会を設置したというところでは、65%が規程を策定したというところがございます。

16ページ目は、今度は運用面の課題・工夫についてということで、上の左側が「○簡易な検討を実施する上で課題となった内容」というところでは、一番多かったのが「算出したVFMの数値の妥当性をどのように担保するか」、その次に多かったのが「定性的な評価の客観性をどのように担保するか」といったものが多く挙げられていたというところがございます。

右側の「○詳細な検討を実施する上で課題となった内容」では、一番多かったのが「詳細な検討を実施する上での調査費用の捻出」、その次に「民間事業者の参画意向をどのように把握するか」というのが多かったところでございます。

「○それぞれの過程で工夫を施した内容」というのを下につけておりまして、例えば「他市も含め、同種施設でPFIの実績がある場合は簡易な検討は省略している」といったこととか、あとは官民対話で裏をとっていますといった内容があったというところでございます。

17ページ目と18ページ目は「運用の手引に関する主な意見」ということで、こちらは改善を要望する点とか新たに記載してほしい情報といったところをお聞きしたというところでございまして、これは全てを反映することは難しいのですが、少しでもやる気のある団体の手助けとなるように、いろいろなニーズがわかりましたので、そういったところを反映できればと思っております。

例えば、この1章の「優先的検討プロセスに関するQ&A」ですと「地域の民間事業者を活用するための手法に関する参考情報を増やしてほしい」といったこととか、その下の「簡易な検討における数値設定」ですと「事業分野別のコスト削減率の情報を増やしてほしい」といった御意見、課題、ニーズがあるのだなということで把握ができたところでございます。

18ページ目が、さらにほかのところでもいろいろ要望をいただいております、事例集も庁内体制の構築もそうなのですが、小規模な地方公共団体における事例をふやしてほしいという要望とか、あとは具体的な事例をふやしてほしい分野としては、事務庁舎、スポーツ施設、社会教育施設・文化施設、複合施設とか、こういった要望が寄せられております、そこについてはまた検討してまいりたいと考えております。

ここまでする主な課題等についてでございます、その次が「3. 地方公共団体における規程の策定・運用事例のヒアリング結果について」というところでございます。

こちらにも主に御報告になるのですが、20ページ目です。今、5団体のヒアリングを行っております。地方公共団体A～Eということで、こちらは事前にいろいろアンケートから、新たに庁内体制構築ができましたといったところとか、関係部局との調整にいろいろ工夫をしたのですといった団体とか、あとは定量評価だけではなくて、定性的な指標も設けて総合的に判断を実施している団体とか、そういったところをピックアップしまして、ヒアリングを5団体にしておるというところでございます。

それぞれの結果を21ページ目から25ページ目までにしておりまして、詳しい説明は省略させていただくのですが、今回網羅的にまとめておりまして、こういったところから、また優良事例となり得るようなものを、例えばまた展開するなりといったことをこれからしていきたいと思っております。

「特徴的な取り組み内容」を下にまとめておりまして、例えば地方公共団体Aは人口規模が70万人ぐらいのところなのですが、ちょっと読みますと、過去に実施したPFIで問題が顕在化して、不信感を持っている職員もいるけれども、一方で首長は民間資金活

用が必須だと考えているので、トップダウンで推進していますというところとか、以前は官民連携担当を総務部局に置いていたというところで、なかなか庁内の事業ニーズを把握できていなかったのですけれども、現在は企画部局に置いていて、早い段階から網羅的に把握することが可能になったというところとか、これはこの自治体の認識なのですけれども、PFI事業は従来型に比べて時間がかかってしまうため、簡易検討の時点で導入不相当とされてしまう事業も存在するといった御意見がございました。

地方公共団体Bで行きますと、特徴的な取り組み内容というところでは、特に近隣の自治体を参考にしましたということと、副首長を座長としということ、いろいろ関係部局が集まった会議体で検討を実施する体制をとっていますというところで、あとは国の指針では定量評価によって簡易な検討を行うこととされていたが、本自治体では従来の指定管理者制度に準拠した定性評価もあわせて実施したということ、やはりこの進んでいる団体というのは、どこも総じて定性評価をきちんと行っているというところがあります。

23ページ目が地方公共団体Cということで、こちらも特徴的な取り組み内容の下で、定性評価はちゃんとフォーマットとして定めた指標ごとに第三者的立場として、コミュニケーションをとりながらPFI担当部署で評価しているといったこととか、「地域密着型」というコンセプトを掲げていますということとか、企画財政局に賛同を得るというところで、現在は事業所管部局も、PFIを検討せずに従来手法による建てかえの提案を行っても、企画財政局で認められないことを理解しているので、ちゃんと検討をする体制になっていますというところがございます。

地方公共団体Dなのですけれども、こちらの特徴的な内容としましては、まだこちらは事業の経験がないということで、ほぼ『策定の手引き』どおりにつくっていますというところで、まだ庁内での理解が不足している部分があるので、浸透を図っているという段階ですというところ、なかなか経験もないので、なじんでいない職員もほとんどですので、そういった最初の段階から理解を得ていく必要があります。

あと、導入可能性調査です。財政部局は調査費用が無駄になることを嫌うということで、結果的に従来手法になるというのを嫌いますということで、導入を確信できる案件のみを対象にしたいというところなのですけれども、そういうものはそもそも調査不要ではないかという議論もあって、そこら辺でジレンマを抱えていますといった御意見があったところがございます。

最後に地方公共団体Eでございます。こちらは人口20万人未満のところなのですけれども、もう策定したというところがございます、これまでPFIを検討したことはあるのですけれども、事業自体は経験がないというところで、ただ、現在検討を行っている案件があったということで、その案件を検討プロセスのルールに乗せて、進みをよくするために策定したというところで、これはむしろ事業所管課側からボトムアップでやりましたというところで、あとは事業費基準も、結果的には我々の指針のとおり10億、1億というところなのですけれども、一応過去数年分の調査をしていますというところとか、これもやはり

事業の経験がないということで、職員の理解ということが課題ですけれども、庁内説明でPFIの理解を深めるため、身近な近隣自治体の事例を、自分が知っている施設ですと耳にも入ってきやすいということで、そういったところで説明をしましたといった特徴的な取り組みの内容があったというところがございます。

こういったものを、またさらに、もうちょっと展開しやすいような形にしたいと思っております。

最後に、このパートの報告事項の最後に、こちらはその次の26ページ目以降が、PFI推進委員会と計画部会というのはPPP/PFIの課題の洗い出しを実は行っておるところでございます、そのときに優先的検討につきましても話が出てきておりました、それが最後の28ページ目でございます。

幾つかございまして、例えば、人口規模にかかわらず急速に建てかえとかが進んでいくので、そういうところでもどんどんやらせるといったこととか、あとはコンサル発注は必ずしも必要ないということを示すべきとか、いろいろインセンティブを設定していくべきということとか、ちゃんと庁内の検討手順とか意思決定手順のモデル化が必要といった御意見をいただいたというところがございます、本日も、今はほとんど事実関係を報告させていただいたところですが、これらを踏まえて課題等を資料2ということでまとめておりますので、この後、またそちらのほうで課題等につきまして御議論いただければと思っております。

とりあえず、説明は以上でございます。

○根本部会長 ありがとうございます。

ひとまず、これは事実関係なので、よくわからないとか、どういう意味ですかという御質問を承りたいと思います。

いかがでしょうか。

○北詰専門委員 質問ということですので3点。

まず、1つ目は、13ページ等に出てくる計算シートを使ったときのVFMの妥当性について疑問があるというお声があったと。具体的に、妥当性という点でどこら辺が疑わしいと考えているのか、若干一言二言、解説があったように思いますけれども、もう少し詳しくお伺いしたいというのが1点目です。

2つ目は、ある程度経験のあるところでは、新たな規程を策定するメリットがちょっと希薄だみたいな御指摘があったようにお伺いしましたけれども、同様に13ページにあったかと思うのですが、これは規程云々というはもちろん、独立してつくとそれが円滑に進められるメリットがあるということだと思っておりますけれども、それはそのあたりに疑いがあるという認識になったのかどうかです。その辺をもう少し御解説いただければと思います。

3つ目は15ページ目のグラフなのですが、もちろん65%が一番多いということなのですが、大体皆さん50%あたりをうろうろしているのです。それぞれの項目は結構同じ

自治体が40～50%のところなのか、それぞれの過程1～4で出てきて、効果があった、なかったというのが割と違う自治体さんが、ばらばらにこの棒グラフの中身を構成しているのかが、ある程度の印象で結構なのですけれどもお伺いできればと思います。

以上です。

○森企画官 まず、1点目のVFMの妥当性の確保なのですけれども、こちらは自治体からすると、我々のシートでは今、一律削減が、建設も10%としています。それを入れかえることは可能なのですけれども、それを入れかえたら入れかえたで、何でそうしたのだといったことが求められると、本当にそれが妥当なのかというところで、なかなか説明が難しいのですというところが多かったというところでございます。

○北詰専門委員 新たな規程のメリットというのは、それは新たに規程をしてくれるなら、それによって円滑に物事が進むということだと思えるのですけれども、それに対して、再度検討することになったというのはどういう意味なのだろうなと思っています。

○森企画官 この13ページ目の。

○北詰専門委員 13ページ目の下から2つ目です。

○森企画官 どうしても規程を策定すると、これまでは個別にやっていたもので、規程をつくと、例えば、何でこれは対象事業ではないのだとか、何かいろいろ策定したらしたで、説明の責任もありますので、これまである程度、意識があるので柔軟にやっていたところがいろいろな。

○北詰専門委員 柔軟にやっておられたところの画一化に対する懸念みたいなお話ですね。わかりました。ありがとうございます。

結局、同じ団体さんが50%ぐらい。

○森企画官 最後はまだ分析があれなのですけれども、多分傾向としては同一の自治体がイエスと回答していると思うのですけれども、詳しく見てみないとまだわからないということです。

○北詰専門委員 十分でございます。

ありがとうございました。

○根本部会長 2番目の点は、今までも十分しっかりやっているから、もう自主的には効果が出ているから、形式的な規程は不要だという話ではないですかね。

○北詰専門委員 そういうポジティブに捉えることもできますね。

○森企画官 そうです。自主的にやっているから、それをつくってしまうとかえって、何かそれでほかの面で縛られたりとか。

○根本部会長 そこまで言っていますか。

○菅参事官補佐 両方いますね。なので今さら。

○根本部会長 縛られてしまうというのは余り、役人的には言わないと思いますけれども。

○菅参事官補佐 縛られてしまうというよりは、柔軟性がというような。

○根本部会長 別に縛ってはいないのだから、もう仰せのとおりやっているのというこ

とはよく言うと思うのですけれども、そこはちょっとニュアンスが結構違うので、我々がどう受けとめるかなのです。

いかがでしょうか。

どうぞ。

○下長専門委員 ヒアリング結果が具体的で、割と興味をそそるのですが、少しネガティブな受けとめ方をしている意見もちらほら見られる反面、ポジティブに、計算シートはシンプルでいいとか、Eの団体ではその案件を検討プロセスのルールに乗せて進めやすくするために策定したという、私が気になるのは、ポジティブのほうの反応が、今回、各自治体にこういう規程をつくってくださいということで国のほうからおろしたわけなのですが、抵抗感があるところはきっとあるのかなと思いつつながら、逆によかったとか、ウェルカムに捉えた自治体さんの意見が、もう少し前に出たらいいのかなというのがすごく思ったのですが、そのあたりは聞かれていた中で、ほかにもこのようなものがありましたとかいうのがあれば聞かせていただきたいのです。

ここに書き尽くされているのであればあれですけれども。

○森企画官 特徴的な取り組みの内容というのは、できるだけ前向きなところを書こうと思って書いたものがこちらになっていまして、例えば地方公共団体Eで言いますと、これはまさにこれまで経験がなかったけれども今、ちゃんとやっているんで、そういったものをちゃんと今後ともやっていきたいのでつくっていますということがあるところでございます。

ほかの団体で何か。

○菅参事官補佐 地方公共団体Cについても、要請を出していただいたのが追い風になったという意見もいただいているところだと思います。

○根本部会長 それでは、論点のほうに行きたいと思うのですけれども、今のやりとりで行くと、一つはPFIを意識した回答が結構あって、手続の煩雑さだとか導入可能性調査だとか、それはPFIの話でしょうと感ずるのです。

だから、それは自治体さんのほうが混同しているのか、あるいは誤解しているのか、悪用しているのか、あえてPPP/PFIのアクションプランと言っているにもかかわらず、例えばPREであればもうVFMの概念そのものがないのだから、庁舎の容積を使ってやろうと思えば必ずできるのです。だけれども出ないのはどういうことだという感じがするので、その辺が一つの論点かなと。

お願いしていることと答えていることが何かすれ違っているというのが一つと、もう一つは、ネガティブなところとポジティブなところのどちらに焦点を当てるかというので、ネガティブなところを一生懸命ニュートラルにしていこうというアプローチは、基本的に護送船団の発想なので、それをこの場で、こういうケースでとるのがいいのかどうか、一生懸命やろうとしているところをもっと頑張ってもらうような形で、結果的におくれるところが、これはいけないという感じになる。おくれるところに歩調を合わせるよ

うな形にならないようにするにはどうすればいいかという、ファクトの段階でその2点を結構強く思ったので、論点の中でそういう議論を皆さんにさせていただければと思います。

それでは、議題4の課題や論点について御説明ください。

○森企画官 資料2に基づきまして御説明させていただきます。A4の縦の1枚の紙になっております。

こちらは先ほどのアンケートとか我々のヒアリングとか、いろいろな御意見を踏まえて、この1枚に課題をまとめたところがございます。

(1)と(2)で分けておりまして、まず、国から策定とか運用とかを要請している人口20万人以上の地方公共団体と、それ未満で分けております。

まず、人口20万人以上の地方公共団体のところで行きますと、1つ目のポツは事実関係で、平成29年9月末時点において65.7%の策定率にとどまっていますというところがございます。

未策定団体においては、これは先ほど御説明させていただいたとおりですけれども、対象事業の丁寧な整理の必要性、職員の理解不足、VFMの妥当性の確保等といったところで、運用を見据えての調整が大きなネックとなっているところです。とはいっても、未策定団体には個別案件ごとに民間活力の活用の検討等を独自に実施しているところも含まれていますというところではあります。

続きまして、運用については一部の団体において検討が開始され始めています。今後の運用に関して、またこれもVFMの妥当性の確保とか、客観性のある定性的な評価の実施、調査費用の捻出がネックとなっていますというところで、幾つかの、それぞれの団体の置かれている状況も違っているというところがございます。既に案件化に向けて運用が進んでいる団体、規程は策定したものの運用が進んでいない団体、規程を未策定の団体に分類されますというところで、それぞれのフェーズに応じた課題を有しているところです。

また、PFI特有の課題が、あたかもPPPも含めたPPP/PFI全体の課題として認識されているという懸念もある。

最後に、先ほどのヒアリング等でもあったのですけれども、PFI事業の経験がないことが職員の理解不足につながるなどの指摘もあって、まず、経験を積むことが課題ですというところでまとめさせていただいているというところがございます。

続きまして「(2)人口20万人未満の地方公共団体」でございます。

人口20万人未満につきましては、策定した団体が24団体で、今後策定予定というところとあわせると約300団体ですけれども、残りの1,300団体以上は現段階では策定の予定はありませんというところがございます。

当然、人口20万人以上の地方公共団体以上に担当者の理解とかマンパワーの不足がネックとなっております。策定意向のある団体に、こういったPPP/PFIを推進するためには、これらへの適切なフォローが課題となっていますというところがございます。

また、今後庁舎等の建てかえが本格化する中で、地域の実情等も踏まえた上で、PPP/PFI

導入の促進が課題であるといった形で課題をまとめております。

これをまた御議論をいただいた上で、今度はPFIの推進委員会が12月19日に予定されております。そちらのほうで本日の議論も踏まえて御報告させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○根本部会長 ありがとうございます。

それでは、(1)と(2)がありますので、まず、20万以上の要請済みのところの課題を御検討いただければと思います。

幾つか並んでいますが、これは先ほど言ったPFIとの混同みたいな話が全てにかかわる感じですね。VFMという言葉が3カ所に入っているので、基本的にはVFM概念が妥当なものとしてでないものと当然あるわけですね。ですから、VFMがネックとか、VFMをしっかり計算するために導入可能性調査をしないとイケないとか、あるいは、そのための予算を捻出できないとか、その類いのことは全部一連なのです。ですから、何かいっぱいありますというよりは、むしろそれは一つの事象から発生していることなので、逆に言うと、それ以外のことは何ですか。

○森企画官 このPFIとPPP全体があれするということなので。

○根本部会長 そこから発生するような問題。そこはきっちり仕分けようとか、庁舎などは簡素化ガイドラインもしっかり出しているのに、なぜそれが普及しないのだろうとか、あるいは優先的検討規程の中で、あたかも外部コンサルに調査検討を依頼しなければならないように誤解されているみたいなのを解こうとか、そういうのはいいと思うのです。それは一つの事柄だと思うのです。PFIがもともと持っていた課題がこちらのほうにも出ているだけなのですけれども、それ以外のものは何かありますか。

最後の職員の経験値の話とかと違うのかな。根っこが同じものは同じ処方箋でクリアしていったほうがよくて、別の病気に罹患しているところはどこでしょうか。

どう思いますか。余り進みそうでない。実際に行かれて、ヒアリングをされて、ここはPFIとごちゃごちゃにしているなと思われたと思うのですけれども、そこはもうしっかり仕分けてちゃんと理解しているけれども、それ以外にこのような大きなポイントがありましたみたいなのところは何かですか。

○菅参事官補佐 根っことしては同じなのかもしれないですけれども、そもそも職員の方に理解不足、腹落ちであったり必要性だったり、そのところの有用性だとか、そういったところの理解不足はあるのかなというのありました。

○根本部会長 PPPの必要性とはまた別ですね。

ですから、アクションプランの真ん中に、老朽化による更新投資が必要だと追記したのと同じように、PPPが必要ですから始まるのはおかしいのではないかみたいな感覚は当然実際にあって、それに対して、いや、このようにしてお金が必要でしょう、現に庁舎が老朽化しているから建てかえるのでしようというところの説明が十分に国のほうからメッセ

ージとして伝わっていないというのはありますか。

○菅参事官補佐 はい。

○根本部会長 それはちょっと別の話ですね。

○菅参事官補佐 そうですね。全ての自治体ではないですけれども、そういう自治体もありました。

○根本部会長 何か議会とかで、何でPPPなのだと言われたときに、すっきり、ぱっと答えられないとか。

ほかには何かありますか。

それでは、議論しながらにしましょうか。

委員の先生方からどうぞ。

○横山専門委員 3点ほど申し上げたいと思います。

まず一つは今、根本先生がおっしゃっていたとおりなのですが、やはり誤解が多いと思います。VFMに関しましては定量評価からの、要するにコスト面からの評価しかしていないということですね。PPPは定性も含めて、性能発注を含めたところに非常に大きな意義があるわけですから、私も多くの自治体と関わっていますけれども、どうも安上がり的手段が先に自治体に先行してしまっているところがある。これは誤解であると。ですから、そういう意味で、狭義のVFMがとんとんであっても、定性的に効果があれば進めるべきであって、まず、その辺の誤解を解いていくことが非常に大事かと思えますし、もう一つ代表的なことで申し上げますと、先ほど予定案件がないというお話がありましたけれども、例えば一部改修とか、建物全体を建てかえるとかいうことではなくて、老朽化、長寿命化が叫ばれている今日、今後全く改修PFIもないなどということはありません。これも非常に誤解といいますか言いわけといいますか、厳しく言うとそうですけれども、その辺の誤解を解いていく必要があるかと思えます。

そのときにどうしたらいいのかということでございますけれども、2つ申し上げたいことがあって、一つは手前みそになりますけれども、プラットフォームを活用していくことが今後ますます大事になるかと思えます。先週、森企画官にもお越しいただきまして、私どもの淡海公民連携研究フォーラムのほうで初めての取り組みだったのですが、具体的な検討規程をつくっていくことの演習を行わせていただきました。これは非常に好評でございまして、やはりこうした公共のプラットフォームで、実際の演習をやっていくということは非常に効果的なように感じております。

また、プラットフォームの役割としましては、これまでもそうした研修機能、サウンディング機能、マッチング機能ということが言われてきましたが、より深く具体的なことを演習していくことが大変重要な普及の促進になるのではないかと考えております。

また、プラットフォームに、私どもの滋賀県では全自治体が参加していただいておりますが、これは一つの、ほかの自治体にも外圧と言ってはあれですけれども、そこに乗りおくれないように、参加しないといけないものになっていくという風土をつくっていくとい

うことが非常に大事かと思っております。

3つ目に、まだまだそこに的確なアドバイスをできる人材が不足しているということがございます。この前もある自治体の行政組合でPFIの案件があつて、その選定委員のメンバーを見たら、PFIのことをわかっている人がまったく入っていないわけです。私どもを知っている自治体の方は依頼していただきますけれども、知らない人はとにかく学識経験者の枠を埋めなければいけないということで、全くPFIやPPPを御存じない人が入ったりするわけでございます。内閣府さんのほうでPFIの専門家派遣制度というのがおありだということでございますが、ぜひ我々PFI推進委員会のメンバーも派遣していただきたいと思っております。

ありがとうございます。

○根本部会長 それは喜んでという話ではないですかね。

○北詰専門委員 パンクしますよ。

○根本部会長 遠慮されているような気がします。

プラットフォームは幾つの自治体さんがしているのでしょうか。

○横山専門委員 私どもは滋賀県下の20自治体、県と市、町、全部に入っております。

○根本部会長 わかりました。

お願いします。

○下長専門委員 この優先的検討規程が今、3分の2強ぐらいできたということで、この中にもかなり濃淡がきつとあるのかと思つていまして、本当にしっかり考えて、自分たちなりに解釈してつくられているところと、言われたから、モデルもあるしということで、つくるためにつくつたみたいなところと、大きく2種類あるのかということで、一番育てなければいけないのはしっかりやっているところからで、これは規程が目的ではなくて、そこから案件形成するのが目的だと思いますので、その流れを、本当に動いているところを早くつくっていくのが、やはり非常に重要ではないかと思つます。

逆に言うと、そういう自治体を掘り出せば、これまでは本当に政令市さんの限られたところだけがPFIの先進地だったのですけれども、それに続くところがちらほら見えてきているというのは感じていまして、この優先的検討規程の制度をきっかけに、押しなべて全自治体がやるところまではなかなか行かないと思うのですけれども、今まで10だったところが20、30になり、30が100になるというのを着実にやっていくような流れをうまくつくつていって、それを逆に見せていくというのもすごく大事ななと思つますので、そういった流れをうまくやっていけばいいのかというのが、この1年間の成果というか流れを見ていて感じました。

○根本部会長 20万人以下のところもあわせて御意見をいただければ。

○下長専門委員 そういう意味では、20万人以下のところにもよく出てくる紫波町さんなどもそうなのですけれども、やはりやる気のある自治体さんはかなりあると思つます。よ

く人がいないという話も聞くのですけれども、私は最近人はいるのではないかと考えています。人はいないというのは、たまたま言いわけにしているだけで、小さな役所の中にも、やはりお話を聞いていると、数名の方はかなりいろいろやってみたく感じている若い職員の方だとか、やり手の課長さんだとかがいるように思うのです。そういう人のマインドをくじけさせないように、しっかりサポートするというのがすごく大事かと思っています。何か小さな自治体には人がいないのだというのをすぐ言いわけにされているようにすごく感じるのですけれども、掘り起こせば人は地域にも必ずいるのではないかというのを、最近とみに感じている次第です。

○根本部会長 それは何か、国のほうでできることはありますか。小さいところにやれと言ってもなかなかできないといったときに、こういうふうに国は応援するのでという、だからやってくださいという、セットで言うときに。

○下長専門委員 特に私が感じるのは、PPP/PFIで携わった地域の職員さんとかが、やはりせっかく経験をそれなりに勉強されて積んだのに、すぐまた埋もれてしまうというのが物すごい損失で、PFIも黎明期のころとかは割といろいろな自治体で、結構いろいろなところで講演されたりとかいう方が、初期のころですのだからかなりチャレンジングにいろいろやっておられる方が、いつの間にかまたいなくなっているというか、そういうのも感じていますので、やはり人に少しスポットライトが当たるようなことを取り上げていただいて、こういう人がいるのだということで、私は計画部会の際にちょっと御意見を申し上げたのですけれども、そういう方を伝道的に国で指名するとかいう形で祭り上げるということはあるのですけれども、うまく仰いで、PPPの推進に向けて発言力のある方をふやしていくというのが一番いいのかなと。我々みたいなコンサルが言うのもそうなのですけれども、逆に自治体の職員さんがみずからPPPをやってよかったとか、苦労もあるけれども、こういうところは新しいのではないかとか、そういうことを言う人をふやしていくというのがいいのかなとすごく感じました。

○根本部会長 それでは、お願いします。

○北詰専門委員 横山委員がおっしゃるようなことをさらに後押しという形で発言させていただきますが、3つです。

1つ目は、この20万人以上の項目の4番目にある項目のうちの、いわゆる客観性のある定性的な評価。それから、根本部会長がおっしゃったように、VFM云々とは違う独立した課題としては何があるかという問いかけで行くと、もちろん根は一緒なのかもしれませんが、この客観性のある定性的な評価の実施と普及といったものを、一つの独立した項目として挙げていいぐらい重要なものかとは思っています。

長い間、いわゆる指標発注で、心ある自治体の方がすごく技術やノウハウ、マインドを持った民間企業を採用したいのに、どうしてもコスト競争でその人たちが採用できずに困ったというのは、もう何十年前からの課題で、どうしたらいいのだという話はあったわけなのですけれども、いわゆる民間資金等活用事業というのは、その一つのチャンスになるは

ずなのです。うまく使えば、いわゆるコスト競争の疲弊した競争下にもっていきることなくできるスキームなはずなものですから、この部分についてもっと我々のほうから自治体に支援するよういろいろな情報や仕組みを提案するというのを、課題あるいは論点と言ってしまっていていただろうと思っています。

それはVFMにこだわることによる、根を同じにした問題である部分もたくさんあるのですが、そうでないメリットもたくさんあるかと思えます。

例えば、定性評価の、もちろん単純な事例紹介のようなものでも結構ですし、そういうのがもしかすると学者の役割かもしれません。そういう定性的な評価をより客観的に、もっとストレートに言えば議会筋であるとか、コンペで負けた企業にちゃんと説明できるだけの透明性のある評価というものについて構築して提案するということが、一つの課題として大きく取り上げる必要があるのかというのが1つ目です。

2つ目も、横山委員がおっしゃっていることは私もそうですけれども、やはり予定案件がないはずはないのでありまして、そうすると、わずかな努力でちょっとメリットがあるというものをたくさん取り上げて、イメージができるようにしてあげたほうがいいと思うのです。それこそ別にわざわざコンサルなど頼まなくてもいいわけですし、資金調達などしなくてもいいわけですし、3点目の指摘とも実は関連するのですけれども、やはり行政マンと民間の、特にノウハウを持っている心ある人たちが常にコミュニケーションをとっている中から、あの事業だどこだけ工夫すればうまく行くではないかという議論を何度もやっているうちに、小さな民間資金活用の事業、あるいは民間ノウハウ活用事業が育っていくという形につなげていくことが重要かと思っています。

3点目は人口20万人未満の地方公共団体にかかわることですけれども、やはり何人もの方にお伺いすると、どうも外から、あるいは天から降ってきたわけのわからない事業がやってきて、例えば自分たちの食いぶちが分捕られるのではないとか、そのような世界から物事が始まって、非常にネガティブな世界がありますということなので、先ほどと少し似ていますけれども、自分たちがよく知っている、日常携わっている事業に対して、自分たちしか知らない工夫の提案をしたら、このようないいことがありましたという成功体験をずっと積み上げていくことが、実はこの枠組みのことなのだと思いますという、その2つが全然つながっていないのだと思うのです。

それをつなげるような形で言えばよくて、国の役割ではないのかもしれませんが、そういうことなのだと思いますということをきめ細かく地方自治体の、特に小さな自治体の方にお伝えして行って、あとは詳細な具体的なアイデアは地方自治体の方のほうがよく御存じですから、国はそういうことなのだと思いますところまではちゃんと言ってあげていいのかと思います。

以上です。

○根本部会長 ありがとうございます。

まだ時間がありますので、追加で何かあれば。

一つは導入可能性調査です。事前のVFMの計算は導入可能性があるかどうかを検証するために行うわけですが、目的は導入可能性なので、VFMがExcelで出ましたというよりも、もっと民間の声が、これはなかなかポテンシャルがあるよ、可能性は高いと思ってくださいという事実上のお墨つきが出るのがもっと強いと思うのです。

そういう意味では、サウンディングをどう使うかというのがあって、プラットフォームもそういう性格が非常に強いのです。なので、県単位のプラットフォームなり、ブロックのプラットフォームなりでサウンディング的なことをやって、そこでポジティブな反応があれば、それはもう導入可能性調査とイコールではないかという割り切りがすごく大事かと思っていて、私的にはむしろVFMの計算をちゃらちゃらやるよりは、そちらのほうがはるかにいいですね。民間の人が、だめならだめと必ず言うので、そこで、うん、これは行けそうだと言っていただければすごく安心する。その枠組みが今、ないのですね。

ですから、サウンディングをもって導入可能性調査に変えるということが一つでも入ると、大きな前進になるという気がしているのですけれども、そこはどうでしょうか。

○下長専門委員 官民連携事業ですので、やはり民間がいての事業になるという点では全く根本先生がおっしゃるとおりで、サウンディングのときに段階がありまして、最初のころのサウンディングだと、割と総論です。出すほうの情報も総論ですし、民間の意見も、あそこだったら行けるのではないとか、あそこは無理ではないのかとか、経済条件とかもまだ余り確定していない状況なので、本当の可能性はそのもう一つ先の、ある程度スキームと経済条件が見えて、あの土地で、あの値段で、こういうスケジュールならできますというところまで来ると、かなり確度が高まると思うのです。

サウンディングという言葉も今、2つあって、緩いサウンディングを逆に幾らやっても、そこから前に進まない。いいよね、そうですねで終わるのですけれども、そこから次の確度を上げるサウンディングのところまでどう持ち上げるかというのも非常に、その確度を上げるサウンディングをするためには、情報を出しているほうもある程度情報をそろえてからでない民間も検討できないので、そのステップのあたりはまだ何かプロセスが共有できていないというのはすごくあるのかと思います。

○根本部会長 この場で今、国交省のほうで検討中か聞いていいのですかね。

○森企画官 きょうは出席していないので。

○根本部会長 そうですか。ブロックプラットフォームの中でサウンディングの募集要項をつくって、それで今、おっしゃったものとイコールかどうかはわからないのですけれども2つありますと。ぼわっとしたのと、ちょっとしっかりしたのと両方ありますと。2つやってもいいし、1つだけでもいいというのを今、つくって、一応コアメンバーの自治体には投げたありまして、そちらも私はやっているのですが、たまたま知り得た情報なのですけれども、やはりプラットフォーム側からすると、具体的な玉を動かしてくれないとなかなかおもしろくないねというのがあって、玉が出たとたんに結構楽しくなるという、多分滋賀のほうも同じだと思うのです。

そうすると真剣に考えられるようになって、こういうふうになれば動かせるのだなということが、本当の意味での導入可能性を高めることになるのだろうと。実は昔からそうなのだけれども、そちら側の実態的なノウハウが余り開発されていなかったので、法律を最初につくったときに導入可能性調査という、ちょっと重装備のもので始めてしまって、それをいまだに引きずっているのですね。ですから、本来のものが動くような仕組みが今、どんどんできているので、それをうまく取り込んでいけば、少なくともどちらか選べるようにするということはどうかかなと思っています。

横山先生はどうですかね。

○横山専門委員 手前みそですが、私どもはそれをやっております、淡海公民連携研究フォーラムの一環としまして、草津市というところで市営住宅というテーマに絞って、こちらは研究会と位置づけて、市営住宅のPFI研究会というのを今、同時進行で併設しております。

もう少し言いますと、これは国交省さんの住宅課さんが、公営住宅のPFIの可能性を探るためのモデル支援、委託支援事業になっております。

そこと私どものプラットフォームがタイアップする形で事業者呼びかけまして、今、30団体ぐらいの県内外の関連事業者にお集まりいただきまして、今、お話しされました最初の段階、時点別のサウンディングと言ってもいいかもしれません。最初の段階は全体的な話をして、さらに本当にやっついこうというところに、研究会という形で、掘り下げていこうと。これは一つのサウンディング型の研究会であるということなのですけれども、そういったことも試みておりまして、やはりプラットフォームも幅広く全体的なことを学んだり、あるいはサウンディングするという形もあっていいと思うのですけれども、個別具体的なテーマ、個別具体的な自治体といったところの特集を組んでいくということによって、今のようなことは進むのではないかと思います。

○根本部会長 それは参加できるメンバーは、プラットフォームメンバーであれば誰でも参加できるのですか。

○横山専門委員 そうですね。そこは制限していません。

○根本部会長 なるほど。そうですか。

プラットフォームメンバーというのは県内の企業ですか。

○横山専門委員 内外ですね。

○根本部会長 誰でもいいわけですか。

○横山専門委員 そこは幅広くですね。

○根本部会長 実際に県外の、大阪の企業とかも参加する。

○横山専門委員 はい。

○根本部会長 そうですか。

○横山専門委員 そうなると、草津市で、やはり将来的にやってみたいと思うところは自然と集まってくるわけです。

○根本部会長 なるほど。

プラットフォームのいいところは、草津さんは大きいからいいのですけれども、小さいところだと、地元でサウンディングしても全然効果がないのですね。ですから、東京、大阪の企業に聞きたいけれども、そんな広報のネットワークも持っていないからというので、プラットフォームを使うというのは物すごく大事ですね。

プラットフォームを使って、サウンディングという名前でなくても全然いいのだけれども、プラットフォームの場で意見を聞くということ。プラットフォームとは別でも構わなくて、サウンディングという名目で聞くということ。それによって導入可能性が確からしいということが判断できるのであれば、数字がどうこうという議論ではないと思うのです。

そういうものを入れていけば、それを選択肢に入れれば、ネガティブな反応のほとんど全てを消せるのではないかと、言いわけ不能になってしまうということですから、そうだと思います。

○坂本参事官 今回の優先的検討が主にそうなのですから、ずっと前から気になっていることがあって、実際に政令市とかを回ってきた中で、先ほど来、やはり誤解という、そんなに難しいことではないのだということは確かにそのとおりなのですから、それを受けとめる、実際に規程をつくらなければいけないと思った人たちからすると、やはり重くのしかかっているなという感じがあって、ここで議論していることと、実際の自治体の方々の認識がずれてしまっているところがあるのではないかと。

先ほどおっしゃっていたような、まさにPFIの手続でやらなければいけないのだということではないのだということとか、一方で、PPPでいいのですと言ったときに、PPPもどうなのか、どういうものだったらいいいのかというものとか、そういうことが皆さん判断できなくて、一方で、県議会の議員とか市議会の議員とかはやはり地元企業が後ろについて、やはりそこに仕事が落ちるように仕事を回していかないといけないという中で、PPPというやり方のほうがいいのですということはどうやったら判断していけるのか。その辺がちょっと今、困っている自治体があるのではないかと。

今、これをどう解決すればそれを改善できるのかというところが、私の中ではまだ答えがなくて、ただ、一方で、また根本先生に御意見を申し上げるようで申しわけないのですけれども、先ほどPREは容積を使えばできるのだというのはおっしゃるとおりなのですから、確かに豊島区役所とか渋谷区役所とかはそうなのですが、現実問題、地方では、東京では進んでいるのですけれども、なかなか皆さん苦勞されているみたいで、やはり実際にもうからないから手が出せないということです。

確かに理論的には容積、スペースはできるわけですから、そこで実際にもうかるものができるのかというのはなかなか皆さん困っているということが現実として、私もつたない経験なのですからそういう感じがあって、やはりせっかく今度、またアクションプランを見直すときに、やはりこの優先的検討もさらにもう一段進んだものを提案して、運用の手引きをまた附属資料をつくるのか、自治体向けの、もっと人口規模5万とか3万

とかの自治体で使える案件とかをそろえたものとか、また添付でくっつけるとかが必要だ
と思うのですけれども、その根本の考え方を補強するとか、見直しが必要なのか、そうい
うところも、特に実際に運用していかないといけない側の、特に困っている方の、やる気
がないとか、もう手続を変えるのが面倒くさいとか言っている人はしようがないのですけ
れども、もがいている方々に何とかできることはないかというところを今、悩んでいます。

以上です。

○根本部会長 何かありますか。

○下長専門委員 いいですか。

優先的検討規程ができ上がって今、ガイドラインも出されて、改めて見ると、ちょっと
国としての情報を出し過ぎているというか、フォームを細かく出し過ぎているのではない
かというのは感じていまして、あくまで手引きだとかひな形なので、自由につくればいい
ですと言われたとしても、多くの自治体さんはそれが一つのフォームになってしまうので、
これぐらいやらなければいけないのだかというところで難しさを感じさせているのかと。

簡易検討と言いながら、やはりVFMを渡さなければいけないとかいうあたり自体も、先ほ
ど来、もう定性評価でいいのではないのかという話がたくさん出ているので、もう簡易検
討であれば定性評価だけでもいいのではないかと割り切って、そういうことも出していい
のかと。

あと、PFI可能性調査とかPPP可能性調査という言葉も、やはり従来型に対してPFIでやる
のかという二元論になってしまっているというのが、非常にミスリードしているのかとい
うのもありまして、もう事業手法検討だと、いつものやり方ではなくて、何か新しい、い
いやり方はないのかということは、すべからく考えていいのではないかというところまで一
つ戻してしまえば、一定規模でそこそこインパクトのある事業については、PFIであろうが
PPPであろうが、もはや幅広くいろいろなやり方がある中で、ある意味従来方式というのも
一つの選択肢の中で、やり方を考えようと、当たり前のようにいつものやり方をやるの
だけはもうやめようということを勧める規程を、目的のあたりを見直すというのも必要な
かとすごく感じています。

PFIがいいか悪いかというと、何か食わず嫌いで、PFIは食わないみたいな結論をどうし
ても導いてしまうのかなというのは、最近感じています。

○根本部会長 なるほど。

何かあれですか。バーチャル市場化テストみたいな感じですか。

○下長専門委員 そうですね。我々も仕事でよく可能性調査の仕事をもっているのです
けれども、今、提案しているのは、やはり事業手法検討でいいのではないですかという形
で、官民連携手法の検討業務とか、それはやったほうがいいのではないですかと。小さい
事業は小さい事業なりに、重要な大きな事業は重要な大きな事業なりにプロセスを踏んで
やればいいのかということを行っていますね。

○根本部会長 なるほど。わかりました。

○下長専門委員 そこを検討ですね。

○根本部会長 それもすごくいいですね。

確かに、何というか、きょうの論点がいいろいろ出たのですが、これは次はどうするのでしたでしょうか。推進委員会のほうで。

○森企画官 はい。こちらでまた直した上で、12月19日にかけてたいと思っています。

○根本部会長 そういうことですね。それでまた戻ってくるのでしたでしょうか。

○石崎審議官 まず、推進会議を行うのですけれども、実は計画部会のほうで議論していたもので、似たような話がちょっと出てきてしまうのです。なので、優先的検討規程の運用だけであれば完全にこちらなのですけれども、今みたいな、まさしく根本論のところになってくると、計画部会で優先検討部会の仕切り直しは少ししたほうがいいかなと思ってございます。なので、それも含めて検討させていただいて、また部会長に御相談させていただいて、検討の仕方を考えたいと思います。

○根本部会長 わかりました。

それでは、私は両方に出ているのであれなのですけれども、向こうに出ておられない先生方の御意見をしっかりと伝えるという必要があるので、きょうの議論の論点を再整理していただいて、根っこが何かというところは大事だと思うので、同じことをいろいろなところから光を当てて、さもいっぱいあるように受けとめられるような整理ではなくて、すっぱり1つで、それはそれでいいと思うのです。

どうやら、恐らくそれが一番大きいものだけれども、それは割と解決可能ではないかという感じですね。そこに幻惑されていて、その後ろにある、もっと大きな問題を見落とさないようにするというところが大事だと思うので、きょうの段階だとそこまで見えなかったところがあるのですが、ヒアリングの経過で、そういえばこのようなことではないかというのがあるのであれば教えてもらって、メールベースでも先生方にまた意見を聞ければいいかと思います。

あと、そういう中で、事業手法検討だとかサウンディングだとかという、キーワード的に使えるようなキラーコンテンツがあると思うので、それをうまく取り入れることによって根本的な問題が解決していくということ。

あとは20万人以下のところはずっと論点になっていて、どう出すかは別というか考えないといけないのかもしれないけれども、この機会にしっかりメッセージを改めて伝える。そこはやはり大事で、というのは、頑張ろうとしている自治体担当者がいて、そこに抽象的に、大事ですと言うのではなくて、頑張るなさいと言うことがすごく応援になるというのは確かだと思うので、そこは20万人以上と表現が変わるかもしれないけれども、ぜひ早目に出していただく。

早目というのは、庁舎の建てかえが物すごい勢いで進んでいるのです。これは1年後にやっていたのでは話にならないので、今でしょうという感じですね。

そういう感じにさせていただきたいと思いますが、先生方のほうから何か。

どうぞ。

○北詰専門委員 1点だけ。

同じことをおっしゃっていたのだけれども、やはりもうちょっと強調して。

20万人という基準の上限はもうそろそろいいかなと思っていますので、私も後押しして発言させていただきます。

以上です。

○根本部会長 私も本音は撤廃なのですけれども、先生はどうでしょうか。

○横山専門委員 賛成です。

○根本部会長 それでは、以上で、一応きょうの委員会は終了ということにさせていただいて、その他はありましたでしょうか。

○石崎審議官 きょうは随分たくさん有益な御意見をいただきまして、本当にありがとうございます。

ただ、大分報告の中身を変えなければならないなと思って聞いていましたので、まず一回こちらのほうできょうの案をつくらせていただきます。

全先生方に一度展開させていただいて、御意見をいただいて、それを踏まえて部会長のほうで最後に調整をさせていただければ。そのような感じで推進委員会の報告案をつくらせていただければありがたいかと思います。

どうぞよろしく願いいたします。

○坂本参事官 20万を撤廃すると、やはり財政支出とか実際のスタッフの負担が小さい自治体には重いので、やはり事務だけかけるとつらいというのは、総務省からかなり言われているところでして、その回避の方法もあわせて御示唆を賜ればと思います。

お願いします。

○森企画官 最後に連絡事項でございます。先ほど審議官の石崎からもありましたけれども、この部会ですが、計画部会の役割分担の整理とさせていただいた上で、また改めて御連絡をさせていただければと思います。

以上でございます。

○根本部会長 ありがとうございます。

最後の参事官がおっしゃった点は、20万人以下でもできるように簡素化すればいいのですね。ですから、VFMを計算しろとか言うから大変なのであって、簡単にできるようにしてあげることによって広げるというのが本筋なので、難しくしておいてできなくさせる、だからやらないというのは筋違いだと思います。

○石崎審議官 我々も今のまま20万以下に行くというのは少し。20万以上でもこういう状態になっているので、ないかなと思っています。

ただ、いずれにしても20万以下のところを含めてPPP/PFIを進めていかなければならないということは必須ですので、きょうは非常にそういう意味では、いろいろ現行の問題点も含めて御示唆をいただきましたので、まずはそれを含めて考えたいと思います。

○根本部会長 よろしくお願ひします。

○森企画官 それでは、以上で終了させていただきます。

どうもありがとうございました。